第三者評価結果

事業所名:川崎市中央療育センター(通所)

A-1 利用者の尊重と権利擁護

 A-1-(1) 自己決定の尊重
 第三者評価結果

 【A1】 A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。
 a

利用児一人ひとりの発達に応じた関わりを重ねて、達成感や自己肯定感につなげています。子どもの意思を尊重して決して無理強いはしない、選択の機会を設ける、否定語を使わないなどの基本を大切に支援しています。パーテーションで安心できる空間を確保したり、ヘッドホン使用で音への過敏に対応するなど、個別配慮を継続しています。利用児のこだわりを認めながらも他の遊びを提案することで、興味の幅を広げる場面もあります。利用児同士の言い争いには、お互いの思いを職員が代弁して、子どもが考える機会を設けています。通園部ではリーダー職員が毎週話し合いの場を持ち、日頃の支援を振り返っています。職員は権利擁護や人権についての研修に参加し、理解を深めています。

 A-1-(2) 権利擁護
 第三者評価結果

 【A2】 A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。
 a

〈コメント〉

運営規程、重要事項説明書、利用契約書に虐待防止と身体拘束禁止について明記しています。利用児の権利擁護に向けて虐待防止マニュアルを整備し、緊急やむを得ない場合の身体拘束実施方法や手順、フローチャート、行政への届出と報告方法ついて明確に定めています。また個別支援計画書の留意事項として、姿勢保持ベルトの使用や走り回り中断のための抱き寄せを記載し、保護者の同意を得ています。虐待防止のセルフチェックと職員のストレスチェックを年1回から2回定期的に行い、毎月虐待防止委員会を開催して、権利侵害の防止と早期発見に取り組んでいます。養護者による虐待を発見した場合はグループウェアで情報を共有し、保護者支援と児童の見守り体制を個別支援会議で話し合い、職員の方向性をひとつにしています。

A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本	第三者評価結果
【A3】 A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a

<コメント>

利用児の心身状態、生活習慣、日常生活動作の把握に努めつつ、保護者も交えて目標を設定していきます。一人ひとりの発達に合わせながら、食事、排泄、着替えなどの生活習慣につながるように取り組んでいます。友だちができている姿を見て、自分もやってみたい、ほめてもらいたいなどの利用児の気持ちを察知して、意欲を引き出しています。また、保護者と一緒の活動参加を通して「できる自分」を感じることで、達成感や自己肯定感が高められるように支援しています。生活の自己管理としては挨拶や片付けを習慣づけ、時間になったら行う、今すべきことがわかるという生活態度が根付くように働きかけています。園での1日の過ごし方が見通せると、利用児は心身ともに落ち着き、安心感が得られるようになります。生活支援に関して、障害支援区分認定や受給者証取得を手助けしたり、ヘルパーによる入浴介助や家庭生活支援員の利用を提案するなどしています。

а

〈コメント>

医師の診断と専門職による検査や評価の結果を踏まえ、日々の関わりの中で試行錯誤しながら、利用児一人ひとりに応じた支援を検討しています。利用児の理解と表出を引き出せるような支援に努めています。1階受付には文字板を設置し、聴力に頼らない意思疎通を図ります。自閉的傾向の強い子どもには絵カードを使用して、視覚的アプローチによってわかりやすく説明しています。また、母語が日本語ではない保護者に対しては、必要に応じて医療通訳を依頼することもあります。友だちや職員との対人関係や遊びの中で、自分の思いを伝えて他者とコミュニケーションする能力が育っています。補聴器の調整、筆談やジェスチャー、ボッカ(スイッチ型の音声出力会話補助装置)などの使用により、利用児は「自分の気持ちを伝える、気持ちが伝わる」体験を積み重ねています。

【A 5】 A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。

a

くコメントン

利用児と保護者が一緒に療育に参加する「親子通園日」には保護者からの相談を傾聴し、成長の確認や日々の育児の悩みについて一緒に考える機会としています。親子通園日は、保護者同士で気兼ねなくコミュニケーションができる交流の場ともなっています。集団の中で過ごす子どもの姿を観察することで、保育所や幼稚園の併行通園に踏み切ったり、就学への自信を高めた保護者もいます。また、半期ごとに個別面談を行い、必要に応じて電話での相談も受け付けるなど、個別相談の機会を設けています。相談内容は職員間で共有して、個別支援計画の目標設定をスモールステップで変更しつつ、きめ細やかな支援に結びつけています。相談の際は別室で子どもの保育を行い、保護者と担当職員が落ち着いて話し合えるように配慮しています。支援内容やサービス利用が職員側の押し付けとならないように、今後、意思決定の支援について研修や会議などでの振り返りが必要だと考えています。

[A6] A-2-(1)-4

個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。

а

<コメント>

利用児と保護者の希望やニーズにより、園庭遊び、制作、歌、絵本、名前呼び交わしなどを個別支援計画に位置付けて、多様なプログラムを提案しています。おもちゃ遊びでは利用児が選択できるように「車と電車」「クマかヒヨコ」など二者択一を投げかける場面もあります。スクーター、シーソー、ハンモックなど全身運動のプログラムも充実しています。保護者と一緒に運動遊び、感触遊び、手先遊びを楽しみながら発達支援を行っています。行事委員会の主催による人形劇公演を地区体育館で行い、利用児と保護者の100名近くが参加する盛況となっています。個別支援計画は半期ごとに見直しを行い、モニタリングの結果、保護者の希望によりセルフプランに移行するケースもあります。

[A7] A-2-(1)-⑤

利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。

a

<コメント>

職員には法人研修、内部研修、外部研修と学びの機会が多く、専門知識や職種の枠を超えた知見を得ています。自閉症スペクトラムや 児童虐待のテキストを読み解く「対話型専門書購読研修」、年数回実施の通園スーパービジョン研修、コミュニケーションを学ぶア サーション研修など多様な内容を網羅し、日頃の支援に活かしています。個別配慮としては、パーテーションを用いて落ち着ける空間 を作ったり、部屋の採光を調整するなどしています。また、ミラーボール、光るシリンダー、ゆるやかに動く映像、音楽が流れる「ス ヌーズレン室」でのクールダウンを希望する利用児もいます。利用児同士のトラブルには、双方の距離を置いたり、互いのやり取りの 中で解決したりと、職員が見守りや代弁の立場をとります。担任がクラス日誌にその日の利用児の様子を記録し、職員室の自席に置 き、他職員への情報共有を図っています。

A-2-(2) 日常的な生活支援

第三者評価結果

[A8] A = 2 - (2) - (1)

個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。

а

/コメント>

管理栄養士作成のメニューをもとに、委託会社が調理を担っています。給食委員会では盛り付け方法や食形態などの意見交換を行い、 年1回保護者に給食アンケートを実施して、より一層おいしく楽しい給食提供を目指しています。親子通園日は保護者にも給食を提供 し、季節ごとに七夕やクリスマスなど行事食の楽しみがあります。昼食時には作業療法士が同席して、利用児の摂食状態を把握し、一 人ひとりに最適な食事介助方法を検討しています。清潔保持としては必要時にシャワー浴を行い、夏場の汗や感触遊びのスライムや片 栗粉を洗い流す介助をしています。トイレトレーニングも、排泄リズムを捉えてトイレに定時誘導したり、「便座に座ってみよう」と 声かけしたりと、一人ひとり異なる発達のペースに合わせて支援しています。移動や移乗の介助は、理学療法士に車いすや歩行器の選 定を依頼するケースもあり、職員が安全安心に注意を払いながら介助をしています。

A-2-(3) 生活環境

第三者評価結果

[A9] A = 2 - (3) - (3)

利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。

а

<コメント>

センター内各所の大きな窓から日が差し込み、高い天井と広い廊下に囲まれて、明るく開放的な雰囲気が溢れています。不要なものは置かず動線を確保し、全体的に掃除が行き届いた清潔な空間となっています。現在、障害者雇用枠で2名の非常勤職員が清掃と消毒業務を担当しています。不十分な箇所は用務員や職員が行っています。クラス内、園庭、運動ホールの安全確認は毎日励行しています。トイレの出入り口には足型イラストを貼り、スリッパの定位置をわかりやすく示しています。利用児の状況に応じて活動場所をパーテーションで区切り、他害や癇癪が起きた時は、廊下に出たり別のスペースに移動してクールダウンを図ります。生活環境についての保護者の意向や要望は、面談やアンケートから把握し、改善につなげています。

A-2-(4)機能訓練・生活訓練第三者評価結果【A10】 A-2-(4)-①
利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。a

〈コメント>

医師の指示のもと専門職が評価を実施し、個別支援計画やリハビリテーション実施計画に機能訓練や生活訓練を位置付けています。6ヶ月ごとのモニタリングで訓練結果を確認し、見直しを行います。利用児自らが各種訓練を「楽しそう・やってみたい・できた・嬉しい」といった前向きな気持ちで取り組めるように支援しています。また、1階には温水プールの設備があり、5月~11月にはプール活動を保護者と一緒に楽しんでいます。プール療育の目標は「身体の部位を意識し、使い方を知りましょう」「心身の解放感を味わいましょう」などがあり、貴重な体験の場となっています。訓練が生活に根付くように、自宅での機能訓練やマッサージ指導、食事介助方法などを理学療法士や作業療法士が保護者に伝えています。専門職が通園クラスでの利用児の過ごし方や日常生活動作を実地で観察し、支援会議にて意見交換を行い、利用児の全体像を理解した支援が実現しています。

A-2-(5) 健康管理・医療的な支援 第三者評価結果 【A11】 A-2-(5)-①
利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。 a

くコメントン

毎日の連絡帳や職員からの情報により、看護師が利用児の健康状態や生活状況について確認するとともに、日中の様子も観察し、把握しています。配置増員により、通園クラスや巡回診察の際に看護師同席が可能となりました。隔月で行う身体測定では、身長、体重、頭囲、胸囲を測っています。センター内の診療所で内科や耳鼻科、眼科、歯科の健診を実施しています。体調変化や怪我は看護師の携帯電話に緊急通報し、センター内から医師が診察に駆けつけ、迅速な対応ができる体制をとっています。嘔吐処理、てんかん発作対応、心肺蘇生などの医療的ケア児対応支援についても、看護師が講師となり研修を実施して対応可能としています。内部研修は通園クラスの利用児送迎終了後の16:00頃から30分間ほど行い、出席率増加と短時間集中の効率化を図っています。

イコメントン

医療的ケアが必要な児童の通園を希望する場合は、医療的ケア委員会でケース報告を行い、主治医からの診療情報提供書や医療的ケア 指示書をもとに通園利用の可否を決めています。与薬が必要な場合には、保護者が与薬依頼書とお薬手帳の写しを提出し、看護師が与 薬を担当しています。年度初めに健康質問票の提出が必須となっており、エピペンの携帯や肘内障の有無についても確認しています。 アレルギーへの対応として除去食希望には医師の診断書と検査結果表の提出が必要です。医療的ケアは保育士、児童指導員、介護福祉 士は担当せず、看護師が責任を持って行う体制としています。肢体クラスに毎月1回医師が巡回を行い、確認した内容を電子カルテに記 載し、センター内での情報共有に努めています。医療的ケアについての職員研修や職員への個別指導について、現在は必要時の実施の みであり、今後定期的な実施をしていくべきだと省察しています。

A-2-(6) 社会参加、学習支援 【A13】 A-2-(6)-① a 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。 a

〈コメント>

区役所作品展への出品に向けて、利用児は絵画や手作り品の創作に取組んでいます。掲示板では水泳教室、フットサル、親子の遊び場、訪問美容室、美術展と多種多様の地域情報をお知らせしています。また、休園やクラス連絡事項を伝えるメールサービスにても、地域行事の川崎市こどもフェスタや健康福祉まつりなどを随時掲載しています。地域の保育園から園児が来訪し、踊りやプレゼントを楽しむ交流となっています。未就学児が多く利用するセンターであり、学習支援は基本的には行っていませんが、着席の経験を積むななどの学習の準備態勢を整える支援を継続しています。利用児が混乱せず、落ち着いて学校生活が送れるようにとの視点を大切にしています。園外保育や遠足の際も、手をつないで道を歩く、バスの乗り降りができる、公共の場で過ごせるなど、社会参加の目的をもって実施しています。障害児の通所支援なので、外出、外泊等は該当しません。

A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援 第三者評価結果 【A14】 A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。 a

<コメント>

<コメント>

保護者の意向により言葉や聞こえに特化した児童発達支援事業所を紹介し、広報誌に「地域の子育てガイドブック」の一覧を記載するなどの情報を提供しています。子育てサロン「とんとん」は、重度心身障害のある乳幼児を育てている保護者の集いの場となっています。地域の保育所や幼稚園を併用する利用児が増えている現状から、必要な人へ必要なサービスを届けるために地域へのアウトリーチを重視し、併行園へも赴いています。保育所や幼稚園で対応に苦慮している児童について、巡回や電話での相談に応じています。また、センターの診療所と連携をとりながら、基礎疾患や重度心身障害、医療的ケアの家庭訪問によるフォローも行っています。コロナ禍での保護者の育児不安から、2歳児クラス待機児が急増した際には、11回1クールのクール制クラスを増設しています。その臨機応変な対応を実現することにより、地域におけるセンターの存在意義を高めています。

 A-2-(8)
 家族等との連携・交流と家族支援

 【A15】
 A-2-(8)-①

 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。
 a

利用児の単独通園時には連絡ノートを通じて保護者と連携をとっています。親子通園日には日頃の利用児の様子を伝えたり、保護者の子育ての悩みや思いを聞き取り、相談に応じています。家庭での困り感に関しても、状況によりソーシャルワーカーに報告し、ヘルパーや他事業所などの社会資源の提案に結びつけています。各種アンケートや半期ごとの面談、所長・園長懇談会など、保護者の意見聴取の機会は多く、保護者と職員の意思疎通が図られています。センターの体制や療育内容について保護者が納得した上で利用継続できるように、保護者と職員の率直な意見交換に努めています。「通園のしおり」には利用児の体調不良や緊急時の連絡ルール、また感染症罹患時の出席停止や登園再開についての詳細を記載し、保護者へ周知しています。地域学習委員会主催の保護者学習会は回を重ね、一人ひとり異なる子どもの育ちについて共に学びを深めています。

A-3 発達支援

A-3-(1) 発達支援	第三者評価結果
【A16】 A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	а

一人ひとりの発達過程でのニーズに合わせて、在宅支援、通園利用、個別リハビリテーション、保育所や幼稚園への巡回など、利用児ごとに個別の支援を行っています。通園部では通園時間(一日・短時間)、通園形態(親子一緒に・利用児一人で)、クラス編成(発達段階や行動特徴による)と、バリエーションに富んだ利用方法を用意しています。医師の診断を経て、専門職が検査と評価を行います。発達課題の検査や評価は、運動・日常生活動作・摂食嚥下・聴覚・ことば・発音・コミュニケーション・学習・社会心理発達など多岐にわたっています。利用児ごとに多職種参加によるチームを作り、支援会議で今後の方向性を検討、保護者の意向を確認しています。利用児の様子を見ながら次のアプローチを検討し、活動プログラムを随時更新しています。将来の「自律・自立」を見据えて、保育所、幼稚園、学校、児童発達支援事業所などとの連携と調整を図っています。

A-4 就労支援

A-4-(1) 就労支援	第三者評価結果	
【A17】 A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。		
< <u>¬メント></u>		
評価外		
【A 18】 A - 4 - (1) - ②		
< <u>コメント></u>		
評価外		
【A19】 A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。		
くコメント>		
評価外		